

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和 6 年 9 月 6 日
大阪広域水道企業団

大阪広域水道企業団の設備工事における概略発注方式について（一部改定）

標記についての試行要領を下記のとおり一部改定しましたのでお知らせします。

記

1 目的

概略発注方式は、大阪広域水道企業団が発注する設備工事において、入札公告時に、主たる機器費並びに主たる機器据付費以外の工種（以下「概略工種」という。）について、概略工種の率を提示することにより、詳細な積算要素の算出を省略し、受発注者双方の入札関連事務等の負担軽減を図ることを目的として試行するものである。

2 対象工事

概略発注方式の対象工事は、設備工事を対象として発注者が選定し、工事公表及び入札公告時の設計図書等において「概略発注方式」であることを明示する。

3 概略対象工種（一部改定）

対象工事における概略工種は、その工事において、受注者のシステム設計に基づく主たる機器費※1以外の概略機器費※2、概略機器並びに材料の据付費、材料費などの工種とし、金抜設計書では主たる工種と概略工種を区分して記載するものとする。

また、概略工種は、主たる機器費に概略工種割合を乗じた額とする。

概略発注方式のイメージは、図―1を参照のこと。

※1) 主たる機器費の例：水質計器、量水器、操作盤、盤改造、ポンプ設備、バルブなど

※2) 概略機器費の例：鋼製付属設備（盤の鋼製架台、点検歩廊）など

4 発注方法

設計図書（特記仕様書・図面・金抜設計書）の内容や契約上の位置づけは、通常工事と同様とする。

5 入札、契約上の取扱い

1) 入札時の取扱い

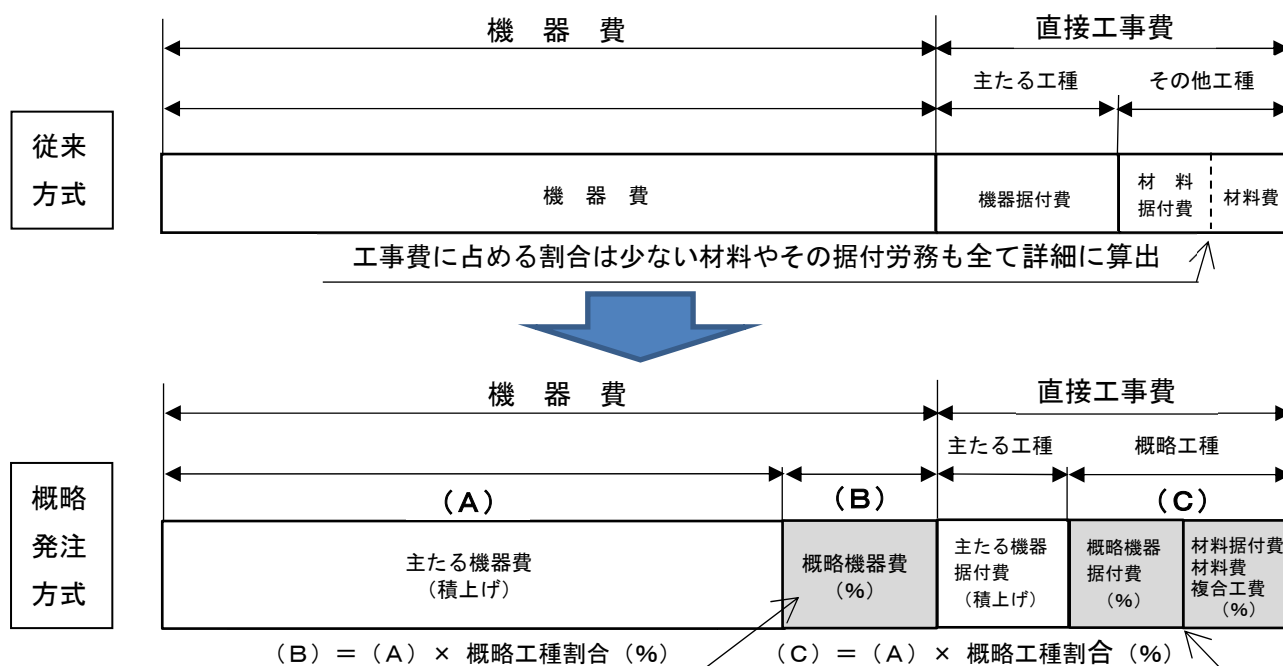
入札期間中の設計図書等に対する質疑において、概略工種の積算内容については質問できる事項の対象外とする。

ただし、概略工種に関する工事仕様や施工条件に関する発注者の考え方を質問することは可能であるが、回答は積算内容を示すものではない点に、入札参加者は留意するものとする。

2) 設計変更・施工管理・検査・出来高部分払等における契約上の取扱い

概略工種については、受注者のシステム設計に基づき数量を確定し、当企業団が適用する歩掛、材料単価及び労務単価を用いて積算し、変更協議により設計変更を行うものとする。

なお、概略工種の施工条件等の変更に伴う設計変更や、施工管理・出来高払等については、通常どおり行う。



【 図-1 概略発注方式のイメージ 】

問合せ先

大阪広域水道企業団事業管理部

技術管理課技術管理グループ

電話 06—6944—6869